

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件名 定山溪取水場No.3・5導水ポンプほか整備修繕

2 事業者名 株式会社 日星電機

3 特定理由

本修繕の対象となる設備は、浄水処理をする上で必要不可欠なものである。

本修繕は、経年劣化した部品の交換及び分解整備を行うことにより、各機器の機能回復を図るものである。

本設備は、(株)日立製作所にて制作されたものであるが、メンテナンスについては、代理店である上記業者が行っている。整備に必要な技術、資料についてはメーカー独自の仕様や一般に公開していないものが多く、当該メーカーのみが有しているものである。

本修繕後の試運転や性能確認なども総合的な調整が必要なことから上記業者以外では行うことができない。

以上の理由から、上記業者を特定する。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件名 定山溪浄水場自家発電設備修繕
- 2 事業者名 メタウォーター株式会社 北海道営業所
- 3 特定理由
- 本修繕の対象設備は、商用電源の停電時に定山溪浄水場の電気設備に
- 電源を供給するための重要な設備である。
- 本修繕は、製造メーカーの技術基準に基づいた修繕・調整・良否判断を
- 求めており、非常用発電システムとしての機能の維持・回復を図るものである。
- 対象設備については、業者独自の技術開発により製作したものであり、設計・
- 製造に関する未公開データや構造の専門知識に加え、過去の整備データを
- 継承している業者でなければ、適正な修繕や総合的な性能確認及び機能診
- 断、劣化診断における良否判断ができず、的確な履行が不可能である。
- 以上より、製造者である上記業者以外では本業務を履行することができない。
-
-
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第21条の13 第1項 第2号に該当すると判断
- されるため。